

5 監査第 65 号
平成 25 年 9 月 10 日

請 求 人 様

京丹後市監査委員 東 幹 夫
同 足 達 昌 久

京丹後市職員措置請求に係る審査の結果について（通知）

平成 25 年 8 月 1 日付で收受しました地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定に基づく京丹後市職員措置請求（住民監査請求）につきましては、下記の理由により却下します。

記

第 1 請求の要旨

平成 16 年 10 月の台風 23 号によって破損した「丹後あじわいの郷」の王国タワーについては、京丹後市が市有建物災害共済の保険に加入しており、被害発生から 2 年以内に現状復旧すれば、復旧費の 2 分の 1 が補償されるはずであった。しかし、平成 17 年 5 月 10 日に改修に向けての発議が起案されているものの、その後破損個所の復旧もせず現在まで放置されている。

公有財産の共済金の請求について、王国タワーの改修案 3,500 万円の 2 分の 1 である 1,750 万円の共済金が支払われたはずであるが、共済金請求の担当部署の責任者である当時（平成 16 年から 18 年）の総務部長は、これを放置し申請をしなかったことは市に損害を与えたものである。また、市長は同部長に対しその損害を補てんするための措置を講ずるべきである。

当請求は、損害が発生したときから 1 年以上が経過しているが、本請求の事実は平成 25 年 4 月 15 日付けの情報公開請求により知り得た事実であるため、法第 242 条第 2 項のただし書きの正当な理由にあたるものです。

第 2 受理できない理由

住民監査請求の「請求期間」については、法第 242 条第 2 項で定められており、

当該行為があった日又は終わった日から1年以内と定められています。しかし、正当な理由がある場合は1年以上が経過しても請求できることとなっています。

正当な理由とは、特段の事情がない限り、当該普通地方公共団体の住民が相当の注意力を持って調査すれば、客観的に見て住民監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から、相当な期間内に監査請求したかどうかによって判断すべきである。(平成14年9月12日最高裁判決)

今回の住民監査請求の「当該行為があった日又は終わった日」とは、王国タワーが加入していた市有建物災害共済の共済金請求期限であります。共済金の請求期限は建物災害共済業務規程に定められており、災害が生じた日から2年間となっています。平成16年10月20日から21日にかけて被災した本件については、2年後の平成18年10月21日が当該行為の終わった日となり、そこから1年以内が住民監査請求できる期間となり、平成19年10月21日までが「請求期間」となります。

次に、本請求の事実は平成25年4月15日付けの情報公開請求により知りえた事実であるため、法第242条第2項のただし書きの正当な理由にあたると住民監査請求されていますが、前述しました最高裁判例のとおり「正当な理由」にあたらぬものです。したがって、請求が1年以上経過しているため請求の期間外となるものです。(請求期間の参考判例、最高裁平成17(行ヒ)341、平成19年4月24日第三小法廷判決)

以上のことから、法第242条の住民監査請求の要件を満していないため、本件請求は不適格であるので却下します。

第3 住民監査請求に関する意見

今回の住民監査請求については、前項で記述したとおり「請求期間」が遅かったため審査に至る前に「却下」となったものであるが、その内容について京丹後市が、災害の発生から2年以内に市有建物災害共済の共済金請求をしなかったことは、違法ではないが適切さを欠くものであると言わざるを得ない。

京丹後市に対して今後は、公有財産を適正に管理するために定められた京丹後市公有財産規則を遵守し、職務を厳正に執行するよう要望するものである。